

## 相談支援専門員の要件について

相談支援専門員とは、次の①及び②の要件を両方とも満たす人をいいます。

①必要な実務経験を満たしていること。

実務経験の対象となる業務や年数については、下記の告示を参照してください。

- ・平成24年3月30日厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
- ・平成24年3月30日厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
- ・平成24年3月30日厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」

②研修の受講要件を満たしていること。

相談支援従事者初任者研修を修了し、初任者研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者で、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、現任研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。

☆

☆現任研修について(補足)

相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに現任研修を1回以上修了する必要があります。(以降、5年度ごとに1回以上、現任研修の修了が必要です。)

◆令和2年度に初任者研修を修了した場合(実務経験を満たしている人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
初任者 研修修了	① 初年度	② 2年度目	③ 3年度目	④ 4年度目	⑤ 5年度目	① 6年度目	② 7年度目	③ 8年度目	④ 9年度目	⑤ 10年度目	① 11年度目	② 12年度目	③ 13年度目	④ 14年度目	⑤ 15年度目
令和3年～7年度の間に現任研修を 1回以上修了					令和8～12年度の間に現任研修を 1回以上修了					令和13～17年度の間に現任研修を 1回以上修了					

◆令和3年度に初任者研修を修了した場合(実務経験を満たしている人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
初任者 研修修了	① 初年度	② 2年度目	③ 3年度目	④ 4年度目	⑤ 5年度目	① 6年度目	② 7年度目	③ 8年度目	④ 9年度目	⑤ 10年度目	① 11年度目	② 12年度目	③ 13年度目	④ 14年度目	⑤ 15年度目
令和4～8年度の間に現任研修を 1回以上修了					令和9～13年度の間に現任研修を 1回以上修了					令和14～18年度の間に現任研修を 1回以上修了					

※ 初任者研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までに、現任研修を修了しなかった場合は、その年度の末日後、相談支援専門員の資格は失効します。再び、相談支援専門員の資格を満たすためには、再度、初任者研修を受講・修了する必要があります。